

まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用方策に関する研究

A Study on the Practical Use of Civil Engineering Heritage as a Resource of City Planning and Community Development

土井祥子**・阿部貴弘***

By Sachiko DOI, Takahiro ABE

近年、土木遺産をはじめとする近代化遺産を単体として保全するだけでなく、良好な景観や歴史的風致を構成する資源等として、地域のまちづくりにおいて活用するための枠組みが整いつつあり、またそうした取組みに対する機運も高まりつつある。

こうした背景を踏まえ、本論では、地域におけるまちづくりの資源として期待される近代化遺産のうち、特に土木及び交通に係る建造物等について、まちづくりにおける保全・活用の実態及びその効果、さらに、それらの保全・活用の現場における課題を把握・分析し、今後のまちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用に係る議論の一助とすることを目的とする。

1. はじめに

近年、土木遺産をはじめとする近代化遺産が、地域のまちづくりや文化的な観光の資源として、急速に社会的関心を集めている。

「近代化遺産」とは、近代的手法により幕末から第二次世界大戦期までに建設され、わが国の近代化に貢献した産業、交通、土木に係る建造物をさす。文化庁では、1990（平成 2）年から、都道府県を事業主体とする「近代化遺産総合調査」を実施し、2010（平成 22）年度現在、41 の道府県で調査が終了し、1 県で実施中である。この調査により、各都道府県内の近代化遺産が悉皆的にリスト化され、さらに代表的な物件についてはより詳細な調査が行われ、価値や管理状況等に応じて、文化財としての指定や登録が進められている¹⁾。

また、経済産業省では、2007（平成 19）年に、わが国産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸としたストーリーを「近代化産業遺産群 33」として取りまとめ、地域活性化に役立つものとして全国 575 カ所の近代化産業遺産を認定した。さらに、経済産業省は、翌 2008（平成 20）年に「近代化産業遺産群 続 33」として全国 540 カ所の近代化産業遺産を追加認定しており、こうして認定された各産業遺産では、地域活性化に向けた活用への機運が高まっている。

一方、土木学会では、1993（平成 5）年から 3 カ年にわたり、近代土木遺産の全国調査を実施し、この調査成果を基に、土木史研究委員会が中心となって近代土木遺産のデータベースをとりまとめ、2001（平成 13）年に「日本の近代土木遺産 2000 選」（2005（平成 17）年に「2800 選」に改定）を発表している。

また、2000（平成 12）年には「選奨土木遺産」の認定制度が創設され、2010（平成 22）年現在、すでに 213 件の土木遺産が認定されている。

これらの土木遺産のうち、「群」としての認定事例や地域住民や活動団体などからの推薦事例も増加しており、土木遺産の社会的認知や認定後のまちづくりへの波及効果に対する期待が高まっている²⁾。

こうした動きを後押しするように、2004（平成 16）年に「景観法」が制定され、土木遺産を含む景観上重要な公共施設や建造物が、地域の良好な景観形成を担う資源として、景観行政団体の策定する景観計画に位置づけられることとなった。さらに 2008（平成 20）年には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」）が制定され、市町村の策定する「歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けることで、地域の歴史的風致³⁾を維持向上するための道筋が開かれた。2011（平成 23）年 2 月末現在、全国で 22 計画が認定を受け、各地で歴史まちづくりの取組みが進められており、土木遺産についても、歴史的風致を構成する重要な要素として保全や復元の取組みが進められている。

こうして、土木遺産をはじめとする近代化遺産を単体として保全するだけでなく、良好な景観や歴史的風致を構成する資源等として、地域のまちづくりにおいて活用するための枠組みが整いつつあり、またそうした取組みに対する機運も高まりつつある。

このような背景を受けて、本論では、地域におけるまちづくりの資源として期待される近代化遺産のうち、特に土木及び交通に係る建造物等（以下、近代土木遺産）について、まちづくりにおける保全・活用の実態及びその効果、さらに、それらの保全・活用の現場における課題を把握・分析し、今後のまちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用に係る議論の一助とすることを目的とする。

2. 研究の方法

本論では、まず、まちづくりにおける近代化遺産の保全・活用に取組む意向のある地方公共団体として、「全国近代化遺産活用連絡協議会」（以下、「全近」）加盟の 49 市町⁴⁾を対象にアンケート調査を実施し、まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用の実態及びその効果、さらに保全・活用上の課題を把握・分析する。

* keyword : 近代土木遺産、まちづくり、活用

** 正会員 工修 財団法人日本ナショナルトラスト

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 4F)

*** 正会員 工博 国土交通省国土技術政策総合研究所

さらに、アンケート調査結果を踏まえ、個別の取組み事例を抽出し、詳細な事例分析を行うことで、今後のまちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用方策について考察する。

なお、筆者らが運営や活動に携わる「全近」は、近代化遺産に係る文化財保護の一層の充実を図りつつ、「伝統産業を活かした地域の振興」、「住民の心通う、風格あるまちづくり」、新たな文化的な観光の創出」を推進し、地域の活性化に資することを目的として、1997（平成 9）年に設立された任意団体である。近代化遺産を有する地方公共団体や、大学研究室等の調査・研究機関、所有者等の企業、NPO や個人が参画して、近代化遺産の保全・活用に向けた研修や情報交換等の活動を展開している。

特に、2005（平成 17）年には、1870（明治 3）年に工部省が設立された日である 10 月 20 日を「近代化遺産の日」と定め、この日を中心とした一定の期間に「近代化遺産全国一斉公開」の取組みを行い、行政、所有者・管理者、NPO 等との連携の機会とするとともに、特別公開を行うなど広く一般に向けた近代化遺産の存在と価値の普及啓発に取り組んでいる。

3. まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用の実態等の分析

（1）分析方法

まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用の実態等の分析にあたっては、まず、事前ヒアリングとして、全近に加盟する会員のうち、積極的に近代土木遺産の保全・活用に取り組んでいる一部の会員⁵⁾に対して、近代土木遺産の保全・活用の取組み状況について聞き取り調査を行った。さらに、事前ヒアリング結果を踏まえ、全近加盟の 49 市町を対象とするアンケート調査を実施し、まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用の実態及びその効果、さらに保全・活用上の課題を把握・分析した。

（2）事前ヒアリング調査結果

事前ヒアリング調査では、まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用に関して、以下のように現状及び課題を把握した。

a) 維持管理に係る技術や情報、専門家ネットワーク

近代土木遺産を有する自治体から、近代土木遺産の修理や修繕といった維持管理の必要性は感じているが、実際に取組みを進めようとした時、参考にするべき事例が少なく、また技術面の指導・監修をどのような専門家や調査研究機関に依頼すればよいのか分からないといった課題が指摘された。

たとえば、重要文化財に指定されている旧手宮鉄道施設（北海道小樽市）では、2006（平成 18）年度から 2009（平成 21）年度にかけて機関車庫三号の保存修理が行われ、動態保存されている機関車とともに積極的な活用が進められているが（写真-1）、一方で、同じく旧手宮鉄道施設として重要文化財指定されている高架橋跡のレンガ擁壁（写真-2）は、経年劣化に加え急傾斜地の崩落や樹木の生長による危険性が生じているものの、修理や修繕の方法が明確でなく、適切な方策が見当たらないのが現状である。

この事例のように、建築物に関しては、歴史的な意匠に関する調査・研究や修理事例の蓄積が豊富であり、地方公共団体と研究者・技術者等との連携が比較的進んでいる。

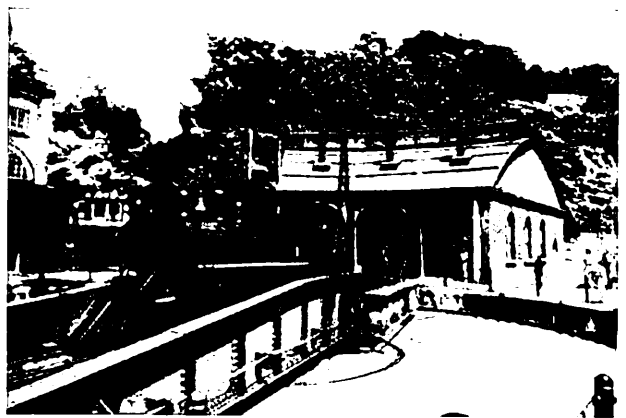


写真-1 旧手宮鉄道機関車庫三号



写真-2 旧手宮鉄道高架橋跡のレンガ擁壁

一方、近代土木遺産に関しては、重要文化財としてその価値が高く評価されている事例でさえ、修理や修繕が手探りで行われていることがわかる。

b) 取組みの推進組織・体制

全近が 2006（平成 18）年 3 月に加盟市町（当時 47 市町）を対象に実施した、近代化遺産の活用に関する NPO 等の活動及び支援制度に関するアンケート結果によると、NPO 等の活動が行われていると回答のあった 18 件（13 市町）のうち、近代土木遺産に係る活動は 2 件（約 11%）にとどまっており、同様のアンケートに対する 47 都道府県からの回答を見ても、同じく 44 件（21 府県）のうち、9 件（約 20%）にとどまっている。近代化遺産の調査や維持管理、イベント実施といった NPO 活動は、建築物や産業遺産を対象としている事例が多い一方で、近代土木遺産を対象としている事例が少ないことがわかる。

また、全近が主催した「近代化遺産全国一斉公開 2010」⁶⁾においても、「公開事業」としてエントリーされた全 269 箇所のうち、近代土木遺産は 35 箇所（約 13%）にとどまり、さらに公開以外に見学会や展覧会、シンポジウム等を行う「企画事業」では、全 53 件のうち 9 件（約 17%）にとどまっており、ここでも活用されている近代化遺産のほとんどが建築物及び産業遺産である。

こうした状況に関して、近代土木遺産を有する自治体から、1) 歴史的人物の邸宅や近代的な国家機構を象徴する官公庁舎といった、すでに観光名所等として良く知られた建造物等と比較して、近代土木遺産は地域住民の日常生活に密接にかかわる身近な存在であることから、まちづくりの資源として認知されにくいこと、さらに、2) 水道や発電などの土木遺産や鉄道施設等現役で稼働している施設では、安全管理上の問題から、まちづくりの資源としての活



写真-3 NPO 法人愛岐トンネル群保存再生委員会主催の見学会



写真-4 碓氷峠鉄道施設 旧丸山変電所

用が図りにくいこと、などが背景にあるとの指摘があった。

しかし、全近に加盟している活動団体の中には、「NPO 法人愛岐トンネル群保存再生委員会」（愛知県春日井市）（写真-3）、「NPO 法人赤煉瓦倶楽部舞鶴」（京都府舞鶴市）、「駒沢給水塔風景資産保存会」（東京都世田谷区）等、地域に根差した近代土木遺産の価値を自ら発見し、それらの活用を通じて精力的にまちづくりに取り組んでいる事例もあり、近代土木遺産の活用にあたっては、まちづくりの資源として認知を進めるとともに、実際に活用の取組みを進める地域の組織・体制の構築が重要であることがわかる。

c) 行政の連携体制及び行政計画

単体の建築物の場合と異なり、近代土木遺産の修理や活用にあたっては、建築基準法だけでなく、公物管理法をはじめとするさまざまな法規に基づき取組みを進める必要がある。また、文化財部局単独では、近代土木遺産に関して、技術面や財政面の課題から修理を行うことが困難である、あるいは主に都市計画部局が担当する景観やまちなみ整備等と連携した取組みを進めることが難しいといった課題も指摘された。つまり、近代土木遺産の保全・活用には、必然的に行政内部における関係部局間の連携が不可欠であるということができる。

しかし、全近加盟市町の担当部局は文化財部局が中心であるため、近代土木遺産を活かしたまちづくりを推進する意向を有しているにも関わらず、都市計画部局や土木関係部局、さらに商工観光部局等との情報共有や連携を十分に図ることができず、取組みを円滑に進めることができないといった課題が指摘された。たとえば、文化財として指定・登録されている物件が、経済産業省による近代化産業遺産群に認定されていることを、文化財部局が把握していない

表-1 全近加盟自治体へのアンケート調査項目

項目	内容
1	○全近加盟自治体所在の近代化遺産（産業・交通・土木）の活用状況（公開・転用・整備など）について （産業・交通・土木それぞれ3件までを回答）
2	○近代化遺産をまちづくりに活用するにあたって特に課題であると考えられる事項について （近代化遺産全般について、13項目から最大3つまでを選択回答）
3	○近代化遺産のうち、交通・土木遺産を保全・活用している事例で、すでに取り組まれている事項について （5項目（上限なし）を選択回答）
4	○近代交通・土木遺産を保全・活用するにあたって特に課題であると考えられる事項について （近代交通・土木遺産について、15項目から最大3つまでを選択回答）
5	○近代交通・土木遺産をまちづくりに活用することで得られている効果について （項目から最大3つまでを選択回答）

表-2 近代化遺産の活用状況（回答があった35自治体の結果）

	回答自治体	箇所数	文化財指定・登録	近代化産業遺産群	選奨土木遺産	景観重要建造物
産業関連	26	59	41 (69.5%)	27 (45.8%)	1 (1.7%)	3 (5.1%)
交通関連	27	51	32 (62.7%)	10 (19.6%)	5 (9.8%)	0 (0.0%)
土木関連	24	50	28 (56.0%)	7 (14.0%)	7 (14.0%)	0 (0.0%)

といった事例も指摘された。

その一方で、景観法や歴史まちづくり法に基づき、近代土木遺産をまちづくりの資源として位置づけることで、部局間連携のもとに近代化遺産を活かしたまちづくりを総合的に展開している事例もあることから、近代土木遺産の活用にあたっては、関連するさまざまな法制度への対応とともに、行政内部の部局間連携や行政計画等への位置付けが重要であることがわかる。

（3）アンケート調査の実施

a) アンケート調査概要

事前ヒアリングを踏まえ、アンケート調査では、i) 維持管理、ii) 技術・情報、iii) 推進組織・体制、iv) 財政、v) 法制度・計画、の視点から、近代土木遺産の保全・活用の実態及びその効果、さらに保全・活用上の課題についての質問項目を設定し、全近加盟の49市町（主に文化財担当部局）に対して調査を実施した（表-1）。

b) アンケート調査結果

アンケート調査は、平成23年3月25日現在、回答数35、回答率71.4%）であった。以下、アンケート調査項目ごとに結果を述べる。

①近代化遺産全般の保存・活用状況

全近加盟自治体に対し、実際に活用している近代化遺産の状況に関して、産業関連、交通関連、土木関連²⁾でそれぞれ3件まで回答を求めたところ、産業関連については26自治体から59箇所、交通関連については27自治体から51箇所、土木関連については24自治体から50箇所の回答があった（表-2）。

産業関連については、59箇所のうち41箇所（69.5%）が建造物や史跡として国、府県、市町による文化財指定・登録等がなされている。また、27箇所（45.8%）が経済産業省による近代化産業遺産群に認定されているほか、3箇所（5.1%）が景観法にもとづく景観重要建造物に指定されている。このうち、企業活動等により現役で稼働しているため通常非公開であるものは7箇所あったが、特別公開等のイベントが恒例化している事例も少なくない。その他については、産業目的での使用が休止しているもの等を含め、官・民による公開等の活用が積極的になされていた。

交通関連では、51箇所のうち32箇所（62.7%）につい

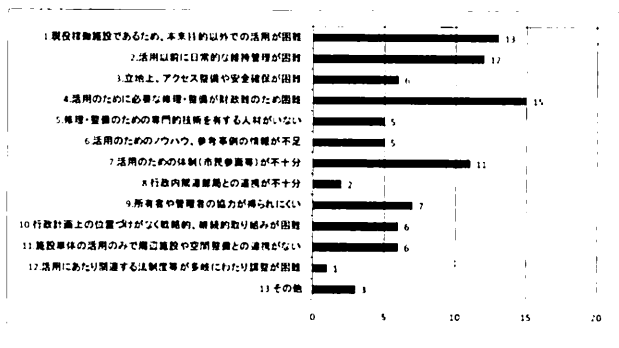


図-1 近代化遺産のまちづくりへの活用にあたっての課題
(回答があった 35 自治体の結果)

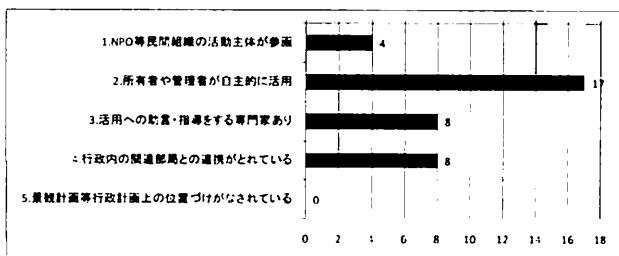


図-2 近代交通・土木遺産の保全・活用事例ですで行われている取組み
(回答があった 35 自治体の結果)

て文化財指定・登録されているほか、近代化遺産産業遺産群には 10 箇所 (19.6%)、土木学会選奨土木遺産には 5 箇所 (9.8%) が認定されている。そのほとんどが現在も道路や鉄道等の施設として利用されているが、上士幌町 (北海道) の「旧国鉄上士幌線関連遺産」や安中市 (群馬県) の「碓氷峠鉄道施設」(写真-4) のように建設当初の役目を終えた施設が、周辺の自然環境や他の施設群とともに遊歩道として整備され、NPO やボランティアの活動により積極的な活用がなされている事例もみられる。

また、桐生市 (群馬県) の「わたらせ渓谷鉄道」や、若桜町 (鳥取県) の「若桜鉄道」のように、関連施設が群として文化財登録されている事例があるのも特徴である。

土木関連では、50 箇所のうち 28 箇所 (56.0%) が文化財として指定・登録されており、近代化産業遺産群、土木学会選奨土木遺産にはそれぞれ 7 箇所 (14.0%) が認定されている。また、建設当初のまま現役で稼働している施設と、稼働を終えた施設については、水道や発電施設が公園や資料館として整備されている事例がほぼ同数みられた。

②近代化遺産のまちづくりへの活用にあたっての課題

次に、近代化遺産をまちづくりに活用する際に、特に課題であると考えられる事項について、i) 維持管理、ii) 技術・情報、iii) 推進組織・体制、iv) 財政、v) 法制度・計画の視点から選択肢の項目を設定し、3 項目まで複数回答を可能として回答を得た (図-1)。

その結果、近代化遺産の活用にあたっては、「活用するために必要な修理や整備が必要であるが、財政的な理由により事業化が困難であること」が最も多く (15 自治体)、次いで「現役で稼働している施設であるため、施設本来の目的以外での活用が困難であること」(13 自治体) や「活用する以前に日常的な維持管理が困難であること」(12 自治体) といった維持管理面の課題が多く挙げられた。また、「活用するための体制 (市民参画等) が不十分であること」(11 自治体) といった推進組織・体制面の課題も比較的多く挙げられた。

その他として、「NPO 主導で活用をすすめているが、文化

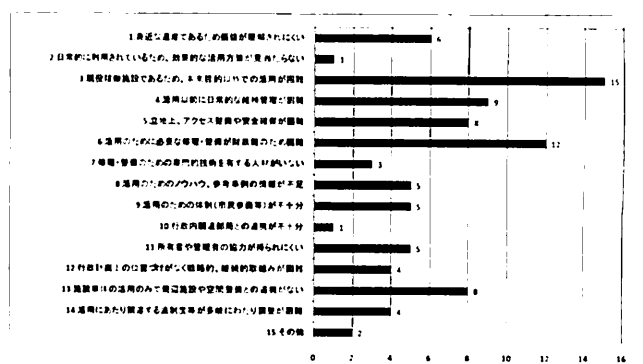


図-3 近代交通・土木遺産の保全・活用にあたっての課題
(回答があった 35 自治体の結果)

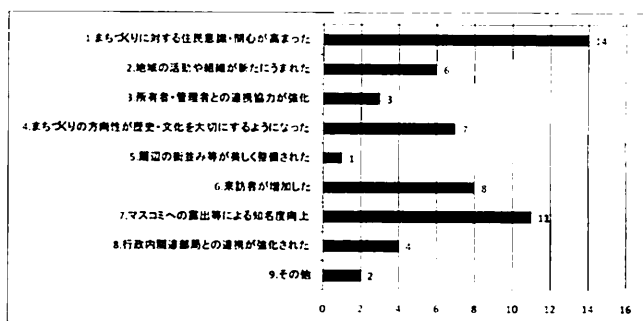


図-4 近代交通・土木遺産のまちづくりへの活用によって得られた効果
(回答があった 35 自治体の結果)

財以外の行政部局の理解・協働がみられない」(行田市)、「近代化遺産を保全・活用することが所有者のメリットとなるような仕組みづくりが必要」(佐世保市) などの課題も指摘された。

③近代土木遺産の保全・活用の取組み

近代化遺産のうち、交通・土木に係る近代化遺産に関して、保全・活用事例ですで行われている取組みについて、複数回答を可能として回答を得た (図-2)。

その結果、「所有者や管理者が自主的に活用している」を 35 自治体のうち約半数の 17 自治体を選択し、次いで「活用にあたり、助言や指導をしてくれる専門家 (大学研究室等) がいる」、「活用にあたり、行政内の関連部局との連携がとれている (都市計画・観光・商工等)」をそれぞれ 8 自治体を選択した。

一方、「景観計画における景観重要建造物・公共施設指定など、活用に向けた行政計画上の位置づけがなされている」を選択した自治体はみられなかった。

④近代土木遺産の保全・活用にあたっての課題

交通・土木に係る近代化遺産を保全・活用する際に、特に課題であると考えられる事項について、3 項目まで複数回答を可能として回答を得た (図-3)。

その結果、交通・土木に係る近代化遺産の保全・活用にあたっては、②と同様に「現役で稼働している施設であるため、施設本来の目的以外での活用が困難であること」(15 自治体) や「活用する以前に日常的な維持管理が困難であること」(9 自治体) といった維持管理面の課題や、「活用するために必要な修理や整備が必要であるが、財政的な理由により事業化が困難であること」(12 自治体) といった財政面の課題が多く挙げられた。

一方、「施設単体の活用にとどまり、周辺の街並みや周辺施設・空間整備等との連携が進まないこと」(自治体)、「行政計画上の位置づけがないなど、戦略的・継続的に取組み

が困難」(8自治体)、「活用するにあたり、関連する法制度等が多岐にわたるため、調整が困難であること」(4自治体)といった法制度・計画面の課題も比較的多く挙げられた。

⑤近代土木遺産のまちづくりへの活用による効果

交通・土木に係る近代化遺産のまちづくりへの活用によって得られた効果について、3項目まで複数回答を可能として回答を得た(図-4)。

その結果、「近代交通・土木遺産やまちづくりに対する住民の意識や関心が高まった」とする自治体が14と最も多く、さらに「マスコミへの露出等により知名度が向上した」(11自治体)、「地域におけるまちづくりの方向性が、歴史・文化を大切にするように変わった」(7自治体)、「近代交通・土木遺産の保全・活用に関わる地域の活動や組織が新たに生まれた」(6自治体)と続き、ソフト面での波及効果が大きいことがわかる。一方、「周辺の街並み等が美しく整備された」(1自治体)、「近代交通・土木遺産の所有者や管理者との連携協力が強化された」(3自治体)、「行政内での関連部局との連携が強化された」(4自治体)といったハード面やハード整備を支える体制面の効果はごく一部にとどまっていることがわかる。

(4) 保全・活用上の課題及び取組み方策の分析

a) 保全・活用上の課題

①維持管理

近代化遺産全般においても、また交通・土木遺産に限ってみても、保全・活用にあたり、維持管理に係る課題が比較的多く指摘されている。特に、現役稼働施設であるため、本来目的以外での活用が困難であったり、活用以前に日常的な維持管理が困難であったりすることがわかる。また、財政に係る課題と関連して、活用のために必要な修理・整備が困難であることもわかる。すなわち、施設本来の機能を維持しつつ、地域資源としてまちづくりに活用していくためには、具体的な活用方策や日常的な維持管理、修理・整備に関して、多面的に取組みを検討していく必要があると考える。

②技術・情報

保全・活用にあたり、専門技術を有する人材の確保や活用のノウハウ・参考事例の収集といった、技術や情報に係る課題は、他の項目と比べ、それほど多く指摘されていない。しかし、すでにまちづくりへの活用の取組を行っている事例において、活用への助言や指導を行う専門家との協力体制を整えている自治体は7自治体、全体の2割にとどまっていることから、今後、近代化遺産の価値評価や活用が進むにつれ、専門家等との連携における技術等の支援に対する要請が高まると推察される。

また、維持管理に係る課題を踏まえると、施設本来の機能を維持しつつ、まちづくりにおいて活用するノウハウ・参考事例など、具体的な技術や情報の提供が必要であると考える。

③推進組織・体制

推進組織・体制に係る課題として、まず、近代化遺産全般において、市民参画等の活用のための体制が不十分であるとの課題が比較的多く指摘されている。また、すでにまちづくりへの活用の取組を行っている事例でも、所有者や管理者が自主的に活用している事例が多く、NPO等の参画は進んでいないことがわかる。

一方、まちづくりへの活用によって得られた効果に着目すると、住民意識の高まりや地域活動の萌芽といった市民

参画に係る効果が比較的多く指摘されていることから、効果の発現を促進するため、活用のプロセスにおいて、市民参画等により積極的に取組むことが重要であると考ええる。

また、行政内の関連部局間の連携に関しては、アンケート調査では、それほど課題として指摘されていないものの、事前ヒアリングでは、重要な課題として指摘されている。すなわち、関連部局間の連携に関しては、具体的にまちづくりへの活用の取組を進める際に、顕在化する課題であると推察される。

④財政

財政に係る課題として、財政難のため、活用に必要な修理や整備が困難であるとの課題が多く指摘されている。特に規模の大きい構造物等については、修理や整備に莫大な予算が必要になること、さらに文化財としての解体・修理・調査等により、当初想定したより多くの予算が必要になる場合があることなどが要因として考えられる。

財政に係る課題に対しては、所有者や管理者に対して保全・活用の効果を示し、取組みの必要性を喚起したり、民間企業等が所有する遺産については保全・活用に対するインセンティブを与えたりするなど、多面的な対応が必要であると考ええる。

⑤法制度・計画

法制度や行政計画に係る課題としては、特に交通・土木遺産の保全活用にあたり、施設単体の活用のみで周辺施設や空間との連携が不十分である点が指摘されている。また、すでにまちづくりへの活用の取組を行っている事例でも、行政計画上の位置づけがなされている事例はなく、さらに活用の効果として周辺の街並み等への波及を指摘している自治体も少ない。一方、まちづくりへの活用の効果として、まちづくりの方向性が歴史・文化を大切にしようになったとの指摘もあることから、今後、施設単体の取組を周辺のまちづくりに広げていくためには、計画面からの取組みとともに、行政内の関連部局間の連携やまちづくり組織との連携といった推進組織や体制面の取組みなど、多面的に取組を進める必要があると考える。

さらに、事前ヒアリングにおいて、近代土木遺産の修理や活用にあたっては、単体の建築物と異なり、建築基準法だけでなく、公物管理法をはじめとするさまざまな法規に基づき取組を進める必要があるとの課題が指摘されており、この点に関して、行政内部における関係部局間の連携や専門家の支援が不可欠であるといえることができる。

b) まちづくりにおける活用に向けた取組み方策

近代土木遺産のまちづくりにおける活用にあたっては、前述のように少なからず課題が指摘されている。しかし、実際に取組を進めている自治体では、歴史・文化を大切にしたまちづくりの機運の高まりや、知名度の向上、市民活動の萌芽など、着実な取組みの効果が指摘されている。

今後は、こうした効果の発現を視野に入れつつ、行政内部での部局間連携を促しながら、施設単体の修理等にとどまらず、周辺を含めたまちづくりの推進に向けた取組を進めることが重要である。そのためには、所有者や管理者の自主性に委ねるだけでなく、行政や市民、NPO等が、それぞれの役割を発揮することも重要である。

こうした認識のもと、今後、詳細な事例分析を踏まえ、まちづくりにおける近代土木遺産の保全・活用方策について考察を行う。

参考文献等

- ¹⁾ 近代化遺産としての初めての重要文化財指定となったのは、1993（平成 5）年の「藤倉水源地水道施設」（秋田市）と「碓氷峠鉄道施設」（群馬県松井田町（当時））であった。
- ²⁾ 土木学会歴史的構造物保全技術連合小委員会編：『歴史的土木構造物の保全』，pp. 25-27，鹿島出版会，2010
- ³⁾ 歴史的風致とは、“地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境”をさす（「歴史まちづくり法」第 1 条）。
- ⁴⁾ 平成 22 年 1 月現在の加盟市町。その他、47 都道府県、19 の法人・NPO 法人、3 任意団体、個人 20 名が加盟している。
- ⁵⁾ 事前ヒアリングは、小樽市、桐生市、豊田市、舞鶴市、大阪市、鳥取市、下関市に対して実施した。
- ⁶⁾ 「近代化遺産全国一斉公開」は、全近が定めた「近代化遺産の日」である 10 月 20 日（工部省の設立日（明治 3 年））の前後の期間、全国の自治体に呼びかけを行い、近代化遺産を一斉に公開する「公開事業」および、近代化遺産の価値や魅力を広く伝えるためのシンポジウムや見学会などを実施する「企画事業」を実施しているもので、平成 17 年度から毎年開催している。
- ⁷⁾ 「産業関連」は、造船・鉱業・製鉄・製糸・農業・林業・水産業・醸造にかかる建造物等、「交通関連」は、鉄道・駅舎・橋梁・隧道・道路・通信にかかる建造物等、「土木関連」は、灌漑・運河・ダム・発電・上下水道・堤防等を対象とした。なお、本論では、とくにインフラにかかる交通関連、土木関連の遺産を、「近代土木遺産」として取り扱う。